

江南市地域生活支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」の生活の安心を見据え、障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう居住支援機能の強化を図ることを目的として、江南市が実施する江南市地域生活支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者総合支援法及びその他関係法令の定めるところによるものとする。

(実施主体)

第3条 拠点事業の実施主体は、江南市とする。ただし、市長は、事業の適切な運営が確保できると認められる江南市内の事業者等に対し、拠点事業の一部を委託することができる。

(対象者)

第4条 拠点事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 居住支援を必要とする市内在住の18歳以上65歳未満の障害者
- (2) その他市長が必要と認める者

(事業の内容)

第5条 拠点事業の整備に当たっては、次に掲げる機能を設けるものとし、複数の事業所及び機関による面的な体制によるものとする。

- (1) 相談 障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援や親元からの自立のために、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高

齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
(相談機能の確保)

第6条 相談機能は、江南市基幹相談支援センターが実施する。

- 2 障害者やその保護者又は障害者の介護を行う者からの生活全般に関する相談に対応し、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、障害者の権利擁護のための必要な援助を行う体制を確保する。

(緊急時の受け入れ・対応機能の確保)

第7条 緊急時の受け入れ・対応機能は、江南市内の指定短期入所事業者等にて実施し、緊急時の受け入れ・対応に係る障害者、その保護者、障害福祉サービス事業者及びその他の障害者の支援を行う者との調整並びに受け入れ後の生活支援の調整は、江南市基幹相談支援センターが実施する。

- 2 緊急時の受け入れ・対応機能における緊急時の受け入れは、介護者の急病等やむを得ない理由による場合とし、受入期間を原則2週間以内として受け入れの体制を確保する。

(体験の機会・場の提供機能の確保)

第8条 体験の機会・場の提供機能は、第5条第5号に規定する地域の体制づくりにおいて、地域内の指定事業者等との連携体制を構築することにより実施する。

- 2 日中活動及び共同生活援助のサービスの提供状況を随時把握するなどにより、体験の機会・場の提供を希望する障害者へ情報提供及び利用調整を行う体制を確保する。

(専門的人材の確保・養成機能の確保)

第9条 専門的人材の確保・養成機能は、江南市基幹相談支援センターが実施する。

- 2 相談支援事業所の相談員への支援、研修の企画・運営などを実施することにより、専門的人材の確保・養成する体制を確保する。

(地域の体制づくり機能の確保)

第10条 地域の体制づくり機能は、江南市基幹相談支援センターが実施する。

- 2 江南市総合支援協議会を中心として、保健、医療、福祉、教育及び地域関係者とのネットワークを構築し、地域全体で障害者を支援する体制を確保する。

(事業所の登録)

第11条 拠点事業の機能を担う事業所（以下「拠点事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に基づく運営規程に、拠点事業所として規定し、江南市地域生活支援拠点事業所登録申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたものについて拠点事業所として登録を行い、江南市地域生活支援拠点事業所登録通知書（様式第2）によりその旨を当該拠点事業所に通知するものとする。

（登録の変更）

第12条 前条の規定により拠点事業所として登録された事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに江南市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（様式第3）により市長に届け出なければならない。

（事業所の廃止等）

第13条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときはその1か月前に、拠点事業を再開したときはその後10日以内に、江南市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（運営状況の調査等）

第14条 市長は、登録事業者に対して、必要に応じて拠点事業の運営状況に係る調査を適宜実施することができる。

2 市長は、登録事業者に対して、拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、拠点事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 1 1 条関係)

江南市地域生活支援拠点事業所登録申請書

年 月 日

江南市長

所在地

申請者 (事業者)

代表者

江南市地域生活支援拠点事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、拠点事業所として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (事業者)	(フリガナ) 名 称	
	所在地	〒 -
	連絡先	
拠点事業を実施する事業所	(フリガナ) 名 称	
	事業所番号	
	所在地	〒 -
	連絡先	
	事業内容	
	事業開始年月日	年 月 日

添付書類：事業所指定通知書の写し、運営規程、勤務体制及び勤務形態一覧表

様式第 2 (第 1 1 条関係)

江南市地域生活支援拠点事業所登録通知書

江福第 号
年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで申請のありました江南市地域生活支援拠点事業実施要綱第 1 1 条第 1 項に規定する事業所の登録について、次のとおり登録しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所番号	
所在地	〒 -
連絡先	
事業内容	
事業開始年月日	年 月 日

様式第3（第12条関係）

江南市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書

年 月 日

江南市長

所在地

申請者（事業者）

代表者

江南市地域生活支援拠点事業実施要綱第12条の規定に基づき、次のとおり登録の内容を変更したので、届け出ます。

事業所名			
所在地			
変更事項（該当の番号に○）		変更内容	
1	申請者（事業者）の名称	(変更前)	(変更後)
2	申請者（事業者）の主たる事業所の所在地・連絡先		
3	代表者の職・氏名、住所		
4	事業所の名称		
5	事業所の所在地及び連絡先		
6	その他（ ）		
変更年月日		年 月 日	

様式第4（第13条関係）

江南市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

江南市長

所在地

申請者（事業者）

代表者

江南市地域生活支援拠点事業実施要綱第13条の規定に基づき、次のとおり登録した事業を廃止・休止・再開しましたので、届け出ます。

廃止・休止・再開 する事業所	名 称	
	所在地	
登録を受けた年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した理由		
受入者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	